

(2) 課税対象とならない軽油に関する調

区	分	免税軽油使用者数等	数量 (k L)
法第144条の5関係 (国外消費または 二重課税排除の ための課税免除)	輸 出	0	0
	課 税 済	41	38,327
	小 計 (A)	41	38,327
法附則第12条の2の7第 1項関係 (用途による課税免除)	船 舶	799	4,632
	自 衛 隊 (機 械 等)	0	0
	鉄道用車両または軌道用車両	0	0
	農 業 等	5,487	4,198
	林 業 等	14	561
	セメント製品製造業 (生コンクリート製造業を除く)	16	263
	生コンクリート製造業	1	1
	鉱物の採掘事業	28	3,701
	とび・土木工事業	10	655
	鉱さいバラス製造業	0	0
	港 湾 運 送 業	5	564
	倉 庫 業	2	1
	貨物運送取扱事業等	0	0
	航空運送サービス業	0	0
	廃棄物処理事業	6	91
	木 材 加 工 業	17	719
	木 材 市 場 業	4	55
	た い 肥 製 造 業	1	21
	索 道 事 業	6	65
	小 計 (B)	6,396	15,527
アメリカ合衆国軍隊関係	(C)	0	0
外国公館等の暖房用ボイラー関係	(D)	0	0
合計 (A)+(B)+(C)+(D)		6,437	53,854

(注)法附則第12条の2の7第1項関係の「免税軽油使用者数等」欄には、令和3年2月末日現在の免税軽油使用者数を記載した。